

宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市人権教育・啓発推進指針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを約したことをいう。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

(パートナーシップの宣誓要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者（以下「宣誓者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 双方が民法（明治29年法律第89条）第4条に規定する成年であること。

(2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有し、かつ同居し、又は同居を予定していること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が同居を予定していること。

ウ 双方が市内同一住所への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

(4) 民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと。

(5) 民法第735条に規定する直系姻族の関係にないこと。

(6) 民法第736条に規定する養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との関係にないこと。ただし、養子縁組する前の双方の関係が、民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にない場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓者は、宣誓をする日（以下「宣誓日」という。）を事前に市と調整の上、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、本市の指定するオンラインシステムを用いたウェブによる宣誓を希望する場合は、宣誓日の7日前までに宣誓書及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。また、宣誓者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、宣誓者双方の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

(2) 戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づく婚姻が可能であることを証する書類（宣誓日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓者が、本市に転入を予定している場合には、宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、第1項第1号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、当該期間内に、同号に掲げる書類を提出することが困難な場合にはその旨を市長に申し出るものとする。

3 市長は、前項ただし書の規定による申出があったときは、同項に規定する期限を延長することができる。

4 市長は、宣誓者に対し、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(通称の使用)

第5条 宣誓者は、市長が特に必要と認める場合は、宣誓において通称(戸籍上の氏名(外国人にあっては、これに準ずるもの。以下「本名」という。))に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ)を使用することができる。

2 宣誓者は、前項の規定により通称を使用する場合は、市長が必要と認める書類を提示するものとする。

(受領証の交付)

第6条 市長は、宣誓書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認められるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)(以下「受領証」という。)及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)(以下「受領証カード」という。)を宣誓者1人に対して1枚面前又は郵送により交付するものとする。ただし、第2項に規定する場合は、この限りでない。

2 宣誓者が第4条第2項に該当する場合は、同条第1項第1号に掲げる書類の提出があった後に、受領証及び受領証カードを交付する。

3 市長は、前条第1項の規定により通称が使用されたときは、本名及び通称を受領証及び受領カードに記載するものとする。

(受領証及び受領証カードの再交付)

第7条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、当該受領証又は受領証カードの紛失、毀損等の事情により受領証又は受領証カードの再交付を希望するときは、パートナーシップ受領証等再交付申請書(様式第4号)により、市長に再交付を申請することができる。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、受領証及び受領証カードを再交付するものとする。

(受領証の変更)

第8条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、氏名(通称を含む。)又は住所、その他宣誓書の記載事項に変更があったときは、速やかに、パートナーシ

ップ宣誓書受領証等変更届（様式第5号）（以下「変更届」という。）を、市長に届けなければならない。

2 受領者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

（受領証の返還）

第9条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）に受領証及び受領書カードを添付し、市長に届けなければならない。

（1）一方又は双方が市外に転出したとき。

（2）一方又は双方が戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に規定する婚姻をしたとき。

（3）当事者の意思によりパートナーシップを解消したとき。

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

（宣誓書の保存期間）

第10条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

年 月 日

パートナーシップ宣誓書

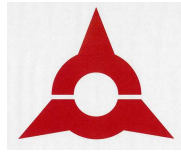
私たちは、宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いを人生のパートナーとすることを宣誓し、署名いたします。

宣 誓 者		
(フリガナ)		
氏 名 (自署)		
(通称名の場合、 戸籍上の氏名)※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所	市(区)町村 _____ _____ _____	市(区)町村 _____ _____ _____
連絡先	☎ mail	☎ mail

※1 外国人等の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して宣誓を行った場合は、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

要綱	確認事項 (該当するものは□に「✓」をつけてください。)
第3条第1号	<input type="checkbox"/> 双方が民法(明治29年法律第89条)第4条に規定する成年であること。
第2号	住所について次のいずれかに該当すること。 <input type="checkbox"/> 双方が市内に住所を有し、かつ同居し、又は同居を予定していること。 <input type="checkbox"/> 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が同居を予定していること。 ※2 <input type="checkbox"/> 双方が市内同一住所への転入を予定していること。 ※2 転入を予定している場合は、転入予定者及び転入予定日を記載してください。 転入予定者 (転入予定日 年 月 日) 転入予定者 (転入予定日 年 月 日)
第3号	<input type="checkbox"/> 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
第4号	<input type="checkbox"/> 民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと。 直系血族(祖父母、父母、子、孫等)及び三親等内の傍系血族(兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪)
第5号	<input type="checkbox"/> 民法第735条に規定する直系姻族の関係にないこと。 直系姻族(子の配偶者、配偶者の父母等)
第6号	<input type="checkbox"/> 民法第736条に規定する養子もしくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との関係にないこと。ただし、養子縁組する前の双方の関係が、民法第734条の規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にない場合は、この限りでない。

※2 転入を予定している場合は、転入予定日から14日以内に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出すること。



パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名

生年月日

年 月 日

年 月 日

宣誓年月日

年 月 日

宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づきパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

宇部市では、市民一人ひとりが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、誰もが自分らしく暮らせることができる人権尊重の都市づくりを目指しています。

互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、自分らしく活躍されることを期待しています。

宇部市長

印

(裏)

・注意事項

- 1 この受領証は、宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
なお、この受領証は、法的効力を有するものではなく、宇部市の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、受領証及び受領証カード(以下「受領証等」という。)を返還してください。
 - (1) 一方又は双方が市外に転出したとき。
 - (2) 一方又は双方が婚姻したとき。
 - (3) 当事者の意思によりパートナーシップを解消したとき。
 - (4) 市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

・この受領証を提示された方へ

宇部市では、宇部市人権教育・啓発推進指針に基づき、市民一人ひとりが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、誰もが自分らしく暮らせることができる人権尊重の都市づくりを目指しています。

この受領証は、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にし又はすることを約した関係であると宣誓されたことを宇部市として証するものです。

市民や事業者のみなさまには、このパートナーシップの趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。


・通称を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

(フリガナ)		
氏名		
戸籍上の氏名		

様式第3号

(表面)

第 号	
パートナーシップ宣誓書受領証カード	
様	様
年 月 日生	年 月 日生
宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、 パートナーシップ宣誓書を受領したことを証明します。	
	年 月 日 宇 部 市 長
	

(裏面)

宇部市では、宇部市人権教育・啓発推進指針に基づき、市民一人ひとりが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、誰もが自分らしく暮らせることができる人権尊重の都市づくりを目指しています。

この受領証は、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にし又はすることを約した関係であると宣誓されたことを宇部市として証するものです。

市民や事業者のみなさまには、このパートナーシップの趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

戸籍上の氏名等（通称を使用している場合）

本人	パートナー
_____	_____

【緊急連絡先】（記載は自由です。）

パートナー 連絡先	自署
_____	_____

寸法：縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートル

年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

宇部市長

パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードの再交付を受けたいので、宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

宣誓日	年 月 日
-----	-------

宣 誓 者		
(フリガナ)		
氏 名 (自署)		
(通称名の場合、 戸籍上の氏名)		
生年月日	年 月 日	年 月 日

窓口に来た者 (宣誓者のいずれかに限る。)	
住 所	市(区)町村 _____ _____
氏 名	
連絡先	
再交付 希望理由	<p>該当するものの□に「✓」をつけてください。</p> <p><input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証</p> <p><input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証カード</p> <p>該当する理由の□に「✓」をつけてください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 紛失</p> <p><input type="checkbox"/> 毀損・破損</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>

年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証等変更届

宇部市長

パートナーシップ宣誓書受領証の内容に変更があったので、宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

宣誓日	年 月 日
-----	-------

宣 誓 者		
(フリガナ)		
氏 名 (自署)		
(通称名の場合、 戸籍上の氏名)		
生年月日	年 月 日	年 月 日

窓口に来た者（宣誓者のいずれかに限る。）	
住 所	市(区)町村 _____ _____
氏 名	
連絡先	
変更の理由	<p>該当する理由の□に「✓」をつけてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 住所 ※1 _____</p> <p><input type="checkbox"/> 氏名 ※1 _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他宣誓書の記載事項 ※1 _____</p>

※1 変更後の事項が記載された書類を提出してください。

年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

宇部市長

宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、パートナーシップ受領証及びパートナーシップ受領証カードを添付し、次のとおり届け出ます。

宣誓日	年 月 日
-----	-------

宣 誓 者		
(フリガナ)		
氏 名 (自署)		
(通称名の場合、 戸籍上の氏名)		
生年月日	年 月 日	年 月 日

窓口に来た者 (宣誓者のいずれかに限る。)	
住 所	市(区)町村 _____ _____
氏 名	
連絡先	
返還の理由	該当する理由の□に「✓」をつけてください。 <input type="checkbox"/> 一方又は双方が市外に転出した <input type="checkbox"/> 一方又は双方が婚姻した <input type="checkbox"/> パートナーシップを解消した <input type="checkbox"/> その他 ()